

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 当GHが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当GHが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当GHに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当GHに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当GHが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当GHは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 3 21時のチェックインは受付を行わない。宿泊客がやむを得ない事情で21時以降のチェックインを希望する場合は必ず事前に連絡する事とします。
21時以降のチェックインは1時間超過毎に1,080円頂きます。。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当GHが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当GHが定める申込金を、当GHが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当GHが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当GHがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当GHは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当GHが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当GHは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当GHに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当GHは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当GHが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)、下記に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当GHが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当GHが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当GHは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の21時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなします。

宿泊日の30日～前日に解除した場合	宿泊料金の100%
宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合	宿泊料金の100%

(当GHの契約解除権)

第7条 当GHは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が近隣住民や他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当GHが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当GHが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除するときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない場合を除き、宿泊サービス等の料金は返金しません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当GHのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当GHが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当GHの客室を使用できる時間は、13時から翌日12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当GHは、時間外の客室の使用には応じません。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当GH内においては、当GHが定めてGH内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当GHの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロントサービス 13時～21時
- (2) 備品販売サービス 13時～21時

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカードにより、事前にお支払いで行っていただきます。ただし、当日の予約のみ現金でフロントにおいてお支払いを行っていただきます。

3 当GHが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当GHの責任)

第13条 当GHは、責めに帰すべき事由により、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

(寄託物等の取扱い)

第14条 当GHは、宿泊客よりフロントにて、物品、現金又は貴重品をお預かりいたしません。

2 宿泊客は、当GHの各部屋に設置してある小型金庫を利用する場合、宿泊客の自己責任において管理利用していただきます。

3 宿泊客が当GHにお持ち込みになった物品、現金又は貴重品について、当GHの故意又は過失により滅失・毀損等の損害が生じたときは、当GHが賠償責任を負います。ただし、当GHに故意又は重大な過失がある場合を除き、当GHは2万円を限度としてその損害を賠償します。

(駐車場の利用と責任)

第15条 宿泊客は、事前に駐車場のご予約をいただくと当GHの隣にあります岡本駐車場をご利用いただけます。駐車場利用の予約時に駐車料金をお伝えします。なお、駐車場の利用料金は変動する場合があります。

2 宿泊客が当GHの駐車場をご利用になる場合、宿泊客の自己責任において管理利用していただきます。当GHは車両の滅失・毀損等の損害について賠償責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客の故意又は過失により当GHが損害を被ったときは、当該宿泊客は当GHに対し、その損害を賠償していただきます。

約款内容は予告なく変更する場合があります。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

部屋名	料金	利用人数	利用形態
縁側のある和室	5,000円／人	2名～6名まで	1部屋の貸し切り
ファミリールーム椿	18,000円／室	1名～8名まで	1部屋の貸し切り
女性専用シェアルーム桜	3,000円／人	1名～6名まで	シェアルーム (女性のみ)
シェアルーム紅葉	3,000円／人	1名～6名まで	シェアルーム (男女共同)

備考 1 消費税を含む料金です。
(消費税率の変更により宿泊料金に変更する場合があります。)